山口県の給与・定員管理等について

４　職員の手当の状況

（１）期末手当・勤勉手当

山　　口　　県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,815　千円	－
(6年度支給割合) 2.50　月分　　2.10　月分 (1.40) 月分　　(1.00) 月分 (支給割合が、国の支給割合又は人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(6年度支給割合) 期末手当　　勤勉手当 2.50　月分　　2.10　月分 (1.40) 月分　　(1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　　5～20% ・管理職加算　　15、25% （国を上回る加算措置となっている場合、その理由）	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　　5～20% ・管理職加算　　10～25%

（注）　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（山口県）令和７年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．　人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．　人事評価を活用していない				
活用予定時期				

（２）退職手当（令和７年４月１日現在）

山口県			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709月分	47.709 月分
調整率		83.7 /100	調整率		83.7 /100
（国を上回る割合としている場合、その理由）					
その他の加算措置			その他の加算措置		
（退職時特別昇給		なし			
（退職時特別昇給を受けている理由）					
	自己都合	応募認定・定年			
1人当たり			－		
平均支給額	7,370 千円	22,340 千円			

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

（３）地域手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和6年度決算）	172,465 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	9,675 円

支給対象地域（職種）	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都特別区	20 %	28 人	20 %
大阪市	16 %	7 人	16 %
豊田市	15 %	0 人	15 %
東京都府中市	15 %	1 人	15 %
東京都立川市	14 %	1 人	14 %
さいたま市	14 %	2 人	14 %
千葉市	14 %	1 人	14 %
広島市	9 %	5 人	9 %
福津市	9 %	7 人	9 %
金沢市	3 %	2 人	3 %
岡山市	3 %	1 人	3 %
周南市	0.1 %	1,474 人	2 %
山口県内に在勤する職員	0.1 %	16,037 人	0 %
上記以外の市町村	0 %	7 人	0 %
医師	16 %	24 人	16 %
平均支給割合	0.2 %	－	0.2 %
平均支給割合が国の制度による平均支給割合を上回る場合、その理由			

（注）１　「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

（４）特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

支給実績(令和6年度決算)	852,862 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	123,639 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	38.8 %
手当の種類	17 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度)決算	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課、県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収に関する業務	852,862 千円	日額 650円
福祉業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	福祉に関する現業業務		日額 650円
精神保健福祉業務手当	(1) 保健所等に勤務する職員	(1) 精神保健福祉法に基づく調査、立会、護送、必要な情報の提供、助言その他の援助の業務		(1)日額 300円
	(2) 精神保健福祉センターに勤務する職員	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談、必要な情報の提供、助言その他の援助に関する業務		(2)日額 300円
感染症防疫等業務手当	(1) 右の業務を行った職員	(1) 狂犬病予防法に基づく野犬等の捕獲等の業務、家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務等		(1)日額 300円～4,000円
	(2)保健所に勤務する職員	(2)感染症法に基づく質問・調査		(2)日額 300円
	(3) 動物愛護センターに勤務する獣医師	(3) 動物の治療、処分、飼育管理		(3)日額 850円
衛生検査手当	(1) 保健所の試験検査課勤務職員	(1) 病理細菌検査、環境衛生・食品衛生等の試験検査		(1)日額 300円
	(2) 保健所に勤務する非専任のと畜検査員、食鳥検査員	(2) と畜検査、食鳥検査		(2)日額 850円
種雄牛馬取扱手当	農林総合技術センターに勤務する職員	種雄牛馬の自然交配、精液の採取等のための種雄牛馬を御する作業		日額 300円
災害応急作業等手当	(1)土木建築部に勤務する職員	(1)異常な自然現象により重大な災害が発生した場合に県の管理する河川の堤防等において行う業務		(1)巡回監視等 日額 480円
	(2)職員	(2)災害対策本部が他の地方公共団体に設置された災害に対処するために行う連絡調整、巡回監視、避難所運営作業等		(2)応急作業等 日額 730円
道路上作業手当	道路整備課、土木事務所に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持又は修繕の作業		日額 300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度)決算	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	(1) 総務部防災危機管理課に勤務する職員	(1) 高圧ガス保安法の規定に基づいて行う完成検査、立入検査等の業務		(1)日額 300円
	(2) 保健所等に勤務する職員	(2) 廃棄物の投棄されている場所において行う原状回復作業及び廃棄物の性状調査		(2)日額 300円
	(3) 健康福祉部薬務課に勤務する職員	(3) 司法警察員の業務及びけん銃訓練		(3)日額 1,500円
	(4) 農林総合技術センター等に勤務する職員	(4) 傾斜地等において行う特殊自動車の運転作業		(4)1時間 100～120円
	(5) 水産事務所等に勤務する職員	(5) 漁業取締船に乗船して行う漁業取締作業		(5)日額 300円 (常時乗り組む職員 500円)
	(6) 防災危機管理課に勤務する職員	(6) 回転翼航機に搭乗して行う作業		(6)搭乗1時間 1,900円 降下日額 870円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉の業務		日額 650円
高所等作業手当	右の業務を行った職員	高所、深所、トンネル坑内等での調査、保守等の作業		1時間 120円 (トンネル坑内 130円)
教員特殊業務手当	教育職給料表(一)又は(二)の1級、2級の者	(1) 非常災害時等の緊急の防災等の業務		(1)日額 7,500～8,000円
		(2) 修学旅行等引率指導業務		(2)日額5,100円
		(3) 対外運動競技等への引率指導業務		(3)日額5,100円
		(4) 部活動指導業務		(4)日額2,700円
		(5) 入学試験監督業務		(5)日額 900円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校に勤務する教育職員	2又は3の学年の児童等で編制されている学級を担当し、当該学級で行う授業、指導		日額 290円
兼務手当	教育職員	教育に関する他の職を兼ね、当該職に係る授業に従事した時		授業1時間につき1,300円の範囲内
添削指導手当	通信教育を担当する職員以外の教育職員	通信教育の添削指導		学習報告書 1通 160円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する主任等	教務等についての連絡調整、指導助言		日額 200円
警察作業手当	警察本部、警察署に勤務する職員	犯罪の予防・捜査・被疑者の逮捕作業、交通取締作業、爆発物処理等特に危険な作業等		日額 230～20,000円等

（５）時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	3,170,277 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	411 千円
支給実績（令和5年度決算）	3,067,338 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	398 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

（６）その他の手当（令和７年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
管理職手当	管理、監督の地位にある職員（本庁部課長、出先機関の長等）に対して支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ33,000～130,000円	異	手当額 46,300～139,300円	1,125,894 千円	693,284 円
扶養手当	(1) 配偶者:3,000円 （行政職給料表8級以上　支給しない） (2) 満22歳年度末までの子:11,500円 (3) その他の扶養親族:6,500円 （行政職給料表8級　3,500円） （行政職給料表9級　支給しない）	同		1,747,174 千円	249,525 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 （最高支給限度額:27,000円） 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	異	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額27,000円以下 → 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2) 家賃が月額27,000円超 → 家賃の月額と27,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 （最高支給限度額:28,000円）	1,696,085 千円	310,581 円
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が150,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 （最も経済的かつ合理的なもの） (2) 1箇月当たりの運賃の額が150,000円超 →1箇月当たり150,000円を上限に支給 【自動車等使用（自転車を除く）】 通勤距離が2km以上4km未満の場合2,000円、以下距離に応じて加算 （最高支給限度額:通勤距離が98km以上の場合54,500円）	異	【交通機関利用】 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額55,000円 【自動車等使用】 使用距離に応じ 2,000～31,600円	2,106,576 千円	139,186 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		202,827 千円	399,266 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		712,397 千円	535,637 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,400～7,400円	同		316,196 千円	191,286 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 ＜週休日等＞ 勤務1回につき4,000～12,000円 （6時間超勤務：150/100 を乗じた額） ＜週休日等以外の日(午後10時から午前5時)＞ 勤務1回につき2,000～6,000円	同		16,460 千円	82,714 円
初任給調整手当	医師、歯科医師又は獣医師たる職員で採用困難なものに対して支給 ＜医師又は歯科医師＞ 採用後35年以内の期間、免許取得からの経過年数に応じた額 （最高支給額：月額416,600円） ＜獣医師＞ 採用後1年間は月額30,000円。以降、毎年3,000円ずつ逓減	同	＜獣医師＞ 制度なし	1,216,836 千円	
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4～16%	同			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同			
農林漁業普及指導手当	普及事務を行う普及指導員に対し支給 → 給料月額の6%				
へき地手当	山間地、離島その他生活不便地に所在する小中学校等に勤務する学校職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4～20%				
義務教育等教員特別手当	小中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教育職員に対し支給 → 級号給に応じて2,000～8,000円				
産業教育手当	実習を伴う農業等に関する科目を主として担任する教育職員に対し支給 → 給料月額の5%				
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する教育職員に対し支給 → 給料月額の5～10% （管理職手当受給者は4～8%）				
在宅勤務等手当	住居等において在宅勤務等を中心とした働き方を3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対し支給 →月額3,000円	同			